

2025年2月

日本うつ病リワーク協会 会員区分及び年会費改定のお知らせ

一般社団法人日本うつ病リワーク協会
理事長 五十嵐良雄

平素は協会活動にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

この度、令和6年度第3回理事会、同年第7期臨時評議員総会での承認を経て、下記の通り、定款及び会員規程を改定いたしましたので、ご連絡申し上げます。

記

【改定事項】

会員区分

- (1) 施設会員 A デイナイトケア、デイケアを運営する医療リワーク施設の管理者
- (2) 施設会員 B ショートケア、作業療法、その他を運営する医療リワーク施設の管理者
- (3) 施設会員 C 施設会員 A 又は施設会員 B が運営する医療リワーク施設に勤務する当該施設の管理者を除く医療従事者
- (4) 個人会員 施設会員 A 又は施設会員 B が運営する医療リワーク施設以外の医療機関に勤務する医療従事者
- (5) 準会員 医療機関に勤務していない医療従事者、産業医、障害者職業センター及び精神保健センター等に勤務する従事者、福祉サービス従事者、看護教員、学生、その他で当法人の目的に賛同する個人
- (6) 賛助会員 当法人の目的及び事業に賛助して入会した団体
- (7) 名誉会員 当法人の事業に大きな功績があった会員の中から理事が推薦し、理事会で承認された者

年会費 2025年度(2025年2月1日開始)より

施設会員 A (施設長含め全5名) 50,000円→55,000円

施設会員 B (施設長含め全2名) 20,000円→22,000円

施設会員 C (施設会員 AB の人数枠を超えて追加加入、1名あたり) 5,000円→5,500円

個人会員 (施設会員 AB の医療リワーク施設以外の医療機関に勤務する医療従事者)

10,000円→11,000円(医師) 5,000円→5,500円(医師以外)

準会員 (医療機関に勤務していない個人の会員)

10,000円(医師) 5,000円(医師以外)

賛助会員 (当会に賛同する団体) 50,000円(一口)

名誉会員 (当会に功績のあった会員) 会費免除

上記の改定に伴う手続きは発生いたしません。

特に会費改定につきましては、会員各位にご負担を掛けることとなりますが、協会運営の適正化のためにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件問い合わせ先】日本うつ病リワーク協会事務局 information@utsu-rework.org